

曾於市狭あい道路後退用地等整備要綱

平成30年 3 月23日

告示第17号

(目的)

第1条 この告示は、狭あい道路の拡幅整備を促進することにより、良好な市街地の形成を確保し、生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により道路とみなす道をいう。
- (2) 後退線 狭あい道路の中心線から水平距離で2メートル後退した線をいう。ただし、当該道路の中心線から水平距離2メートル未満に高さ2メートルを超える崖地、川、幅1メートル以上の水路、線路敷、墓地、その他これらに類するもの（以下「崖地等」という。）がある場合は、当該崖地等と当該道路との境界線から当該道路側に水平距離4メートルの線をその道路の後退線とする。
- (3) 後退用地 狭あい道路に接する土地において、当該道路の境界線と後退線との間にある土地をいう。
- (4) すみ切り用地 同一平面で、かつ、道が内角120度未満で交差、接続又は屈曲する箇所において、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分をいう。
- (5) 建築主等 狭あい道路に接する土地並びに後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）の所有者、借地権その他土地について使用、収益又は処分の権限を有する者をいう。
- (6) 支障物件 後退用地等の内にある建築物、擁壁、門、塀、生垣、電柱、立木、水道及びこれらに類するものをいう。

(事前協議)

第3条 建築主等は、狭あい道路に接する土地に建築物を建築し、若しくは工作物等を築造する行為をしようとするとき又は後退用地等の寄附若しくは無償貸付の申出をしようとするときは、建築確認申請書を提出する前（建築確認申請書を必要としない場合においては、当該工事の着工前）に後退用地等の帰属、整備、管理その他の事項について、市長とあらかじめ協議するものとする。また、当該工事が完了済みの場合に、寄附又は無償貸付の申出をしようとするときは、速やかに市長と協議するものとする。

2 建築主等は、前項の協議（以下「事前協議」という。）をしようとするときは、後退用地等整備事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 委任状
- (2) 案内図
- (3) 土地利用計画図（後退用地に接する道路の形状及び幅員、道路と敷地の位置（平面・断面（高低差）工作物）関係が記入されているもの）
- (4) 公図の写し
- (5) 地積測量図（基準点座標）又は確定図並びに立会証明書の写し
- (6) 土地の全部事項証明書
- (7) 写真（道路と敷地の関係が分かるもの及び支障物件の形状の高さなど分かるもの）

の)

- (8) その他市長が必要とするもの
(境界等の確定)

第4条 事前協議をしようとする建築主等は、あらかじめ隣接地所有者と土地の境界を確定しておかなければならない。

(後退用地等の取得等)

第5条 市長は、建築主等が希望したときは後退用地等を寄附として取得できるものとする。ただし、境界が確定できない等の理由で後退用地等を分筆登記できない場合においては、建築主等が希望したときは、当該後退用地等は無償により使用できるものとする。

(事前協議済通知書)

第6条 市長は、建築主等の合意により事前協議が終了したときは、当該建築主等に後退用地等整備事前協議済通知書(様式第2号)を交付するものとする。

(合意に伴う手続)

第7条 建築主等は、次の各号に掲げる合意をしたときは、それぞれ当該各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 後退用地等を道路として市に寄附する場合 後退用地等寄附申請書(様式第3号)及び次に掲げる書類

ア 印鑑証明書

イ 土地寄附証書(様式第4号)

ウ 登記承諾書

エ 法人の全部事項証明書(法人の場合)

- (2) 後退用地等を道路として市に無償使用させる場合 後退用地等無償使用同意書(様式第5号)及び次に掲げる書類

ア 印鑑証明書

イ 公図の写しに後退線を赤で記入したもの

ウ 敷地の地形図又は地積測量図(後退用地等の面積計算を記入したもの)

エ 法人の全部事項証明書(法人の場合)

(測量等の実施)

第8条 市長は、前条第1号に規定する内容の合意をしたときは、後退用地等の測量、分筆登記、所有権移転登記等を行い、又はこれらに係る費用を負担することができる。

(支障物件の撤去)

第9条 建築主等は、合意により事前協議が終了した場合は、速やかに後退用地等内の支障物件を撤去し、後退用地等が整備できる状態になったときは、後退用地等整備依頼書(様式第6号)を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(報奨金の交付)

第10条 市長は、寄附により後退用地等を取得したときは、別表第1左欄に掲げる区分のものにあつては、それぞれ同表右欄に掲げる額の報奨金を交付することができる。

- 2 前項の場合において、後退用地等を寄附するにあたり、支障物件を建築主等が撤去した場合は、別表第2左欄に掲げる区分のものにあつては、それぞれ同表中欄に掲げる報奨金額に、当該物件の総延長又はセット数を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。)を、同表右欄の限度額を上限として、前項の報奨金と併せて交付することができる。

3 報奨金の交付に際して、市長は、狭あい道路整備報奨金交付通知書（様式第7号）により当該建築主等に通知するものとする。

（後退用地等の整備等）

第11条 市長は、建築主等から後退用地等整備依頼書の提出を受けたときは、支障物件の除却状況等を確認し、速やかに後退用地等を道路として整備し、管理を行うものとする。

2 前項の場合において、市長は、後退用地等が無償で使用するときは、支障物件の除却状況等を確認した後、速やかに後退用地等借受書（様式第8号）を当該建築主等に交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、土地の形状、位置等により道路整備が困難であると判断した後退用地等は、道路整備を行わないことができる。

（固定資産税の取扱い）

第12条 市が無償で使用する後退用地等を拡張整備した場合における当該後退用地等の固定資産税は、地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第5号の規定により非課税とする。

附 則

この告示は、平成30年 4月 1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

区 分		報奨金額
後退用地	20㎡以下	50,000円
	20㎡を超え40㎡以下	100,000円
	40㎡超	150,000円
すみ切り用地	1箇所	20,000円

別表第2（第10条関係）

区 分		報奨金額	限度額
擁壁	高さ0.9m未満	17,100円/m	120万円
	高さ0.9m以上1.2m未満	19,900円/m	
	高さ1.2m以上1.5m未満	22,700円/m	
	高さ1.5m以上1.8m未満	25,600円/m	
	高さ1.8m以上2.0m未満	27,600円/m	
	高さ2.0m以上2.5m未満	32,400円/m	
	高さ2.5m以上	37,200円/m	
空洞ブロック	高さ0.6m未満	3,100円/m	50万円
	高さ0.6m以上1.0m未満	5,200円/m	
	高さ1.0m以上1.4m未満	6,900円/m	
	高さ1.4m以上1.8m未満	8,500円/m	
	高さ1.8m以上	11,000円/m	
土留めブロック	高さ1.0m以上	12,000円/m	
生垣・四つ目垣・フェンス・板塀・その他	高さに関係なく	2,500円/m	

門（鉄筋コンクリート・ブロック造・大谷石・その他）		14,000円/セット	
---------------------------	--	-------------	--